

不動産証券化業務に関わる アセットマネジメント会社に 適用される『マネー・ローンダ リング及びテロ資金供与対策に 関するガイドライン』の概要



山中 淳二

長島・大野・常松法律事務所
弁護士

近年、我が国においても、マネー・ローンダリングやテロ資金供与に対する対策（以下「マネロン・テロ資金供与対策」という。）はますます重要になっており、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下「犯収法」という。）などの法令が整備されるとともに、国家公安委員会により、毎年、犯罪収益移転危険度調査書^{注1}が作成・公表されているところである。また、2028年8月には、FATF（Financial Action Task Force）による日本に対する第5次相互審査の実施も予定されている。

そうした状況の下で、金融庁は、金融機関等に向けて制定・公表している「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（以下「FSAガイドライン」という。）^{注2}に関して、各金融機関がFSAガイドラインで対応を求められている事項については、2024年3月末までに対応を完了させ、マネロン・テロ資金供与対策に関する態勢を整備することを求めてきた^{注3}。また、最近では2026年3月31日付けでFSAガイドラインを改正し、これまで規定されていた【対応が期待される事項】を削除して「マネ

注1

現時点での最新版（令和7年11月版）は、JAFICのウェブサイトで公表されている（<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/nenzihokoku/nenzihokoku.htm#p2>）。

注2

<https://www.fsa.go.jp/policy/amlcftcpt/index.html>

注3

https://www.fsa.go.jp/news/r2/20210531_amlcft/2021_amlcft_yousei.pdf

ロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問 (FAQ) 』に移行させるとともに、新たに「マネロン・テロ資金供与リスク管理に係る業務の外部委託先の管理」の項目を追加するなどして、その内容のアップデートを行っている。

また、国土交通省も、宅地建物取引業者に向けて、「宅地建物取引業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」(以下「MLITガイドライン」という。)を制定・公表^{注4}しており、現在も「監督当局によるモニタリング」の項目を追加するための改訂作業を行っている^{注5}。また、「リスク評価書」の作成要領・様式・記載例などを公表し、宅地建物取引業者に対して「リスク評価書」の作成について令和8年度末までの対応完了を求めるとともに、疑わしい取引の届出における判断基準を明確化して提示することにより、当該判断基準に基づく確実な届出実施を求めているところである^{注6}。

そこで本稿では、不動産証券化業務を遂行するアセットマネジメント会社(以下「アセットマネジメント会社」という。)を想定して、FSAガイドライン及びMLITガイドライン(これらをあわせて、以下「AML/CFTガイドライン」という。)の概要についてあらためて説明するとともに、可能な範囲で実務上の対応ポイントについても触れる。既にマネロン・テロ資金供与対策を実施

しているアセットマネジメント会社においても、上記のとおりAML/CFTガイドラインの内容がアップデートされているため、あらためてギャップ分析を行い、対応未了又は不十分な点がないか確認しておくことが望ましい。なお、誌面の制約上、本稿においてAML/CFTガイドラインの記載内容の全てを引用することはできないため、本稿をお読みいただくに際しては、金融庁及び国土交通省の各ウェブサイトで公表されている最新版のFSAガイドライン及びMLITガイドラインをお手元にご用意いただき、適宜ご参照いただきたい^{注7}。

1. AML/CFTガイドラインの適用対象及びその枠組み

(1) AML/CFTガイドラインの適用対象

まず、FSAガイドラインの名宛人は「金融機関等」であり、「金融機関等」とは、「犯収法第2条第2項に規定する特定事業者のうち、金融庁所管の事業者(同項第48号に掲げる者を除く)」と定義されている^{注8}。ここで、不動産証券化業務を遂行するアセットマネジメント会社は、不動産信託受益権を取り扱うため、金融商品取引法に基づく投資運用業、投資助言業務及び/又は第二種金融商品取引業の登録を行っているのが通例で

注4

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk3_000001_00040.html

注5

本稿の作成時点では2026年3月31日付けでパブリックコメントの回答が公表されている (<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&Mode=0&bMode=1&bScreen=Pcm1040&id=155260302>)。

注6

<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001984612.pdf>

注7

本稿の内容は、FSAガイドラインについて令和8年3月31日版、MLITガイドラインについて令和4年10月31日版を参照して作成している。なお、上記のとおり、MLITガイドラインについては現在改訂作業が行われており、パブリックコメントの手続きも完了していることから、近いうちに改訂がなされるものと思われることに留意されたい。

注8

FSAガイドライン 1-4「本ガイドラインの位置付けと監督上の対応」の項目の最終段落に記載されている。

あり、「金融機関等」に該当することになるので、アセットマネジメント会社にもFSAガイドラインが適用されると考えられる。また、MLITガイドラインの名宛人は「宅地建物取引業者」であり、不動産流動化業務を行うアセットマネジメント会社は、通常、宅地建物取引業の免許を有しているため、MLITガイドラインも適用されると考えられる。このため、実務的には、両方のガイドラインを充たすよう対応が必要となる。

(2) AML/CFT ガイドラインの枠組み

とはいえ、FSAガイドラインの枠組みとMLITガイドラインの枠組みは概ね共通している。基本的には、いずれも、「Ⅰ 基本的考え方」、「Ⅱ リスクベース・アプローチ」、及び「Ⅲ 管理体制とその有効性の検証・見直し」で構成されており、また、FSAガイドラインの「Ⅳ 金融庁によるモニタリング等」とMLITガイドラインの「Ⅳ その他」において、いずれも監督当局によるモニタリング及び業界団体等との連携について規定している。このうちアセットマネジメント会社が取べき対応の中心は、「Ⅱ リスクベース・アプローチ」と「Ⅲ 管理体制とその有効性の検証・見直し」である。

そこで、アセットマネジメント会社の実務上の対応としては、まず「Ⅱ リスクベース・アプローチ」と「Ⅲ 管理体制とその有効性の検証・見直し」の各章における【対応が求められる事項】(MLITガイドラインでは【対応に努めるべき事項】)^{注9}の、各項目を列挙したチェックリスト等を作成して、それぞれの項目に関する社内での対応状況を確認する、いわゆるギャップ分析の

作業を行うことになる。その上で、対応未了又は不十分な項目で、その対応が必要な事項がある場合には、所要の対応を実施することになる。

2. 「Ⅲ 管理体制とその有効性の検証・見直し」に係る実務対応について

順序が逆になるが、アセットマネジメント会社において必要となる実務上の対応を把握するにあたって分かりやすいと考えられるため、まず「Ⅲ 管理体制とその有効性の検証・見直し」の内容から紹介する。

(1) 社内規程の整備(必要となる規程及びその規程体系)について

AML/CFTガイドラインでは、マネロン・テロ資金供与対策の実効性を確保するための社内規程の整備やリスク管理体制の構築が求められている。このため、まず社内規程として、マネロン・テロ資金供与対策に係る基本方針・手続・計画等を策定したうえ、具体的な顧客受入の方針、顧客管理方法、記録保存方法などについて定めることになる。

その規程体系や各規程における内容は各社において決めることができるが、例えば、「マネロン・テロ資金供与対策に係る規程」として、その基本方針、組織体制(三線管理を含む)、リスクベース・アプローチの基本的枠組み(リスク特定・評価・低減措置)、役職員の教育・研修、PDCAサイクルなどの基本的事項について定めた上で、その下位規程として「マネロン・テロ資金供与対

注9

上記のとおり、FSAガイドラインにおいてこれまで記載されていた【対応が期待される事項】及び【先進的な取組み事例】は、2026年3月31日付けの改正により全体的に削除され、その一部はFAQに移管された。

策に係る規程細則」を置き、リスクベース・アプローチの具体的な実施に関する「リスクの特定、評価の具体的な方法」、「特定事業者作成書面（兼リスク評価書）の作成及び年度改定」、リスク低減措置としての「顧客受入方針」、「カスタマー・デュー・ディリジェンスの実施」、「取引フィルタリングの実施方法」、「取引モニタリングの実施方法」、「外部委託先管理」^{注10}、「疑わしい取引の届出のための社内手順」などのほか、社内態勢としての「教育・研修」などに関する具体的な方法を規定することが考えられる。その上で、例えば、上記の細則を踏まえて、具体的なリスクの特定、評価、低減措置を検討した内容を「特定事業者作成書面（兼リスク評価書）」として作成するといった規程体系で、社内規程類の整備を行うことが考えられる。

また、一旦定められたこれらの規程類は、その「実施→検証→見直し」を行い、このいわゆるPDCAのサイクルに沿って、継続的なアップデートや改善を行っていくことが必要になる。とりわけ、「特定事業者作成書面（兼リスク評価書）」については、犯罪収益移転危険度調査書の改訂のタイミングにあわせて、その改訂内容を考慮するほか、その時々における各社の取引態様や疑わしい取引の有無なども踏まえて、リスク評価の見直しを行うことにすれば、このPDCAサイクルの実施漏れを防ぐことに役立つと思われる。

(2) 三線管理について

また、AML/CFTガイドラインにおいては、マネロン・テロ資金供与リスクの管理体制とし

て、いわゆる「三線管理」といわれる経営管理の手法の導入が提案されている。これは、営業部門を第1の防衛線、コンプライアンス部門やリスク管理部門を第2の防衛線、内部監査部門を第3の防衛線として、当該リスクを管理するものである。この点、金融商品取引業の登録を行っているアセットマネジメント会社であれば、既に営業部門のほかに、コンプライアンス・リスク管理部門、及び内部監査部門を社内に設置しており、二線及び三線の牽制機能を用いた法令遵守の管理体制を構築しているのが通例であるので、かかる法令遵守の管理体制を活用して、マネロン・テロ資金供与リスクの管理体制として「三線管理」を行うことが可能であると考えられる。

加えて、2026年3月31日付けのFSAガイドラインの改正により、アセットマネジメント会社が、マネロン・テロ資金供与リスク管理に係る業務を外部委託している場合、その外部委託先がFSAガイドラインの【対応が求められる事項】において求められているのと同等の効果を確保することができる態勢となっているかを検証することも必要とされる。

(3) そのほかの対応事項について

上記のほか、各アセットマネジメント会社において規程の整備（及びPDCAサイクルの発動）やマネロン・テロ資金供与リスクの管理体制を整備するにあたっては、経営陣の積極的な関与が求められるほか、その実効性を確保するために必要な従業員の確保及び従業員に対する研修教育などが求められる。加えて、アセットマネジメ

注 10

この「外部委託先の管理」は、FSAガイドラインにおいて、2026年3月31日付けの改正で追加されたものである。その具体的な内容は、後記2(2)「三線管理について」の項目に記載のとおりである。既に体制整備を完了しているアセットマネジメント会社においても該当の有無、及び該当する場合には必要な対応がなされているか、念のため確認されたい。

ント会社が企業グループに属する場合は、自社単体のみならず、グループ会社全体での管理態勢を設けることが求められている。

3. 「Ⅱ リスクベース・アプローチ」に係る実務対応について

次に、上記のマネロン・テロ資金供与リスクの管理の中心となる「リスクベース・アプローチ」について述べる。「リスクベース・アプローチ」とは、アセットマネジメント会社が「自らのマネロン・テロ資金供与リスクを特定・評価し、これを実効的に低減するため、当該リスクに見合った対策を講ずることをいう」とされている。本稿では、この「Ⅱ リスクベース・アプローチ」のうち、リスクの特定、評価、低減について触れる^{注11}。

なお、平成28年10月に改正法が施行された犯収法において、アセットマネジメント会社を含む特定事業者は、国等が作成する犯罪収益移転危険度調査書の内容も勘案しつつ自ら行う取引による犯罪収益の移転危険度等の調査・分析結果を記載した特定事業者作成書面を作成することが努力義務とされている（犯収法11条、犯収法施行規則32条1項1号）。犯収法においては努力義務にとどまるものの、このAML/CFTガイドライン「Ⅱ リスクベース・アプローチ」の項目における【対応が求められる事項】又は【対応に努めるべき事項】の多くはこの特定事業者作成書面

を作成し必要な内容を記載することで対応可能であると考えられるため、実務上の対応としては、アセットマネジメント会社は、特定事業者作成書面とリスク評価書を兼ねる書面を作成していくことが合理的と考えられる。

(1) リスクの特定

AML/CFTガイドラインにおいて、リスクの特定とは、「自らが提供している商品・サービスや、取引形態、取引に係る国・地域、顧客の属性等のリスクを包括的かつ具体的に検証し、直面するマネロン・テロ資金供与を特定するものである」とされている^{注12}。また、ここで【対応が求められる事項】【対応に努めるべき事項】については、FSAガイドラインⅡ-2(1)及びMLITガイドラインⅡ-2(1)において5項目挙げられている。不動産証券化におけるアセットマネジメント会社の作成する「特定事業者作成書面（兼リスク評価書）」においては、大きく分けて、①商品・サービスに着目した危険と、②取引形態、国・地域、顧客属性に着目した危険が考えられる。

まず、①商品・サービスに着目した危険としては、アセットマネジメント会社の業務においては、犯罪収益移転防止法において取引時確認が必要とされる特定取引の内容を踏まえ、主として、投資一任契約・投資顧問契約の締結に係る取引、不動産信託受益権や不動産の売買の代理・媒介に係る取引（MLITガイドラインⅡ-2(1)「リスクの特定」ご参照）、ノンリコースローンの金利固定化のための金利スワップ取引や金利

注 11

FSAガイドラインでは、その他「海外送金等を行う場合の留意点」（FSAガイドラインⅡ-2(4)）及び、AI（人工知能）、ブロックチェーン、RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）などの「新技術の活用」（FSAガイドラインⅡ-2(5)）についても記載があるが、本稿では割愛する。必要に応じて、FSAガイドラインの該当箇所を参照されたい。

注 12

FSAガイドラインⅡ-2(1)「リスクの特定」ご参照。なお、MLITガイドラインⅡ-2(1)「リスクの特定」では、不動産の売買や売買の代理・媒介とされているため、アセットマネジメント会社におけるリスクの特定に際しては、この点もカバーする必要がある。

キャップ取引の代理・媒介に係る取引、匿名組合出資持分などの2項有価証券の私募の取扱いや売買の代理・媒介などの取引に関する危険が考えられる。また、資産流動化法の特定目的会社（「TMK」）が発行する特定社債や優先出資の私募の取扱いについては第1種金融商品取引業に該当することから、アセットマネジメント会社がこれを受託することは考えにくい。アセットマネジメント会社としては、TMKが私募の取扱いを委託する第1種金融商品取引業者の選定・管理に関与することから、当該業者のマネロン・テロ資金供与対策の態勢を質問票等の送付により確認することが考えられる。

また、②取引形態、国・地域、顧客属性に着目した危険としては、例えば令和7年の犯罪収益移転危険度調査書の項目を踏まえると、取引形態として「非対面取引」、「現金取引」、「外国との取引」が、国・地域として「イラン」、「北朝鮮」、「ミャンマー」との取引が、また顧客属性の観点からは「暴力団」、「非居住者」、「外国の重要な公的地位を有する者」及び「法人（実質的支配者が不透明な法人等）」との取引における危険が考えられる。

なお、このうち顧客属性としては通常の事業会社（これも、例えば、上場企業/非上場企業などさらに類型化が考え得る。）だけでなく、SPCや不動産ファンドなども含まれることが考えられる。従って、「特定事業者作成書面（兼リスク評価書）」を作成するにあたり、国等が作成する犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案することは当然であるが、その上で、このような不動産証券化業務における取引内容や顧客属性などの特性を踏まえてマネロン・テロ資金供与のリスクを考える必要がある。

なお、特定事業者作成書面の作成にあたっては、担当部門のみが対応するのではなく、取締役会などの経営陣の主体的・積極的な関与の下で、関係する全ての部門の連携・協働が必要とされている。具体的には、アキュイジションを担当する投資運用部門、金利スワップ取引や金利キャップ取引並びにエクイティ調達を担当する財務部門の各担当者へのヒアリング等を通じて、アセットマネジメント会社ごとの取引形態や顧客属性の実態にあわせた内容とすることが求められる。

(2) リスクの評価

次にAML/CFTガイドラインにおいて、リスクの評価とは、上記(1)で特定された「マネロン・テロ資金供与リスクの自らへの影響度等を評価し、低減措置等の具体的な対応を基礎付け、リスクベース・アプローチの土台となるものであり、自らの事業環境・経営環境の特徴を反映したものである必要がある」とされている^{注13}。また、ここでの【対応が求められる事項】【対応に努めるべき事項】については、FSAガイドラインⅡ-2(2)及びMLITガイドラインⅡ-2(2)において6項目挙げられている。

この点、上記(1)のリスクの特定と同じく、不動産証券化におけるアセットマネジメント会社の実務上の対応としては、特定事業者作成書面において特定したリスクごとに、その高低の評価を行い、それをあわせて記載していく方法が考えられる。例えば、商品サービスや取引形態についていえば、不動産信託受益権については、不動産信託受託者（信託銀行）が存在しており、この信託銀行は独自に反社チェックや犯収法に

注13
FSAガイドラインⅡ-2(2)「リスクの評価」、MLITガイドラインⅡ-2(2)「リスクの評価」

基づく取引時確認などを行っていると考えられることなどから、信託銀行が受託している不動産信託受益権の売買取引については、そのリスクが高くないと評価することが考えられる。また、例えば、顧客属性についていえば、投資家がSPCやファンドの場合、表面的なSPCやファンドはアセットマネジメント会社から見えるものの、それだけではその裏にいる終局的な投資家を捕捉できない場合も考えられ、そのような点はリスクが比較的高いと評価する材料となると考えられる。つまり、不動産証券化業務を遂行するそれぞれのアセットマネジメント会社において、各社の実態に応じて各社の考え方でリスク評価を行っていくことになる。そのリスク評価の結果について特定事業者作成書面にリスクの特定とあわせて記載することにより、この「リスクの評価」の項目における【対応が求められる事項】【対応に努めるべき事項】の多くに対応することが可能であると考えられる。

また、国土交通省は、宅地建物取引業者向けに、リスク評価書の作成要領、様式、記載例、リスク評価総括表を公表しており^{注14}、アセットマネジメント会社におけるリスク評価にあたって実務的に参考になる。なお、かかるリスク評価の業務プロセスにおいても、リスクの特定の場面と同じく、全社的な取り組みが求められている点にご留意いただきたい。

(3) リスクの低減

(i) リスク低減措置

さらにAML/CFTガイドラインにおいて、リスクの低減とは、上記(1)で特定され、上記(2)で評価されたリスク前提としつつ、「実際の顧客の属性・取引の内容等を調査し、調査の結果をリスク評価の結果と照らして、講ずべき低減措置を判断した上で、当該措置を実施すること」とされている。このリスク低減措置は、個々の顧客やその行う取引のリスクの大きさに応じて実施すべきとされ、マネロン・テロ資金供与リスクが高い場合にはより厳格な措置を講ずる必要がある一方で、当該リスクが低い場合には、より簡素な措置を行うことも許容される。このリスク低減措置の具体的内容を検討するにあたっては、各アセットマネジメント会社が遂行する業務における顧客の属性や取引の内容を勘案することはもちろん重要であるが、そのほかに業界団体等を通じて共有される情報なども参照した上で実務的な相場から乖離しない内容のリスク低減措置を設ける必要がある^{注15}。

(ii) 顧客管理(カスタマー・デュー・ディリジェンス：CDD)

この「リスク低減措置」の中心の一つが顧客管理(カスタマー・デュー・ディリジェンス：CDD)である^{注16}。具体的には、取引関係の開始時、継続時、終了時の各段階において、個々の顧客やその行う取引のマネロン・テロ資金供与リス

注 14
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bf_000025.html

注 15
 FSA ガイドラインII-2 (3) (i) 「リスク低減措置の意義」。なお、MLIT ガイドラインII-2-3 (i) では、業界団体として「不動産業における犯罪収益移転防止及び反社会的勢力による被害防止のための連絡協議会」から共有される情報も参照することが明示的に記載されている。

注 16
 この点、リスク程度を判断するにあたって全ての顧客について調査することが前提となっており、マネロン・テロ資金供与リスクが高いと評価した顧客だけが調査の対象とされるものではない点に留意が必要である(平成30年2月6日付けFSAパブコメ回答No61)。

クの高低を調査し、全ての顧客についてリスク評価を実施するとともに、その中でリスクが高いと判断した顧客については厳格な顧客管理を行う一方、リスクが低いと判断した顧客については簡素な顧客管理を行うこと（これにより円滑な取引実行に資する）とされる。厳格な顧客管理においては、①資産・収入の状況、取引の目的、職業・地位、資金源等について、リスクに応じた追加的な情報の入手が求められるほか、②取引実施について上級管理職（MLITガイドラインでは、統括管理者）^{注17}の承認を得る体制としたり、③当該顧客に対する取引モニタリングの強化や定期的な顧客情報の調査頻度の増加、④顧客リスク評価の厳格化の検討などの対応が求められる。他方で、簡素な顧客管理については、当該顧客について行う取引モニタリングを緩和することなどが可能とされている。

このような顧客についてのリスク評価に基づきリスクの高い顧客や取引とその対応を類型的・具体的に判断できるようにするため、顧客に関する様々な情報を勘案して「顧客の受入れに関する方針」を定めることが求められている。なお「顧客の受入れに関する方針」と題する規程の作成が機械的に求められているわけではないので^{注18}、新たにそのような規程を追加作成する方法だけでなく、「特定事業者作成書（兼リスク評価書）」やそのほかの既存の社内規程・マニュアル等の分かりやすい箇所に、顧客の受入れについてのルールを定める方法も考えられる。

(iii) その他

上記(i)及び(ii)のほかに、AML/CFTガイドラインでは、リスク低減措置として、取引そのものに着目して取引のモニタリングやフィルタリングを実施することが挙げられている。これは数多くの取引の中から異常な取引や制裁対象取引を検知するためのモニタリング・フィルタリングを求めるものである。

また、AML/CFTガイドラインでは、その他、本人確認資料等のエビデンスのほか顧客属性の照会結果などの記録の保存や、疑わしい取引の届出を適切に行う体制を整備することなどが求められている。これらは、犯罪収益移転防止法に基づいて求められる記録保存や社内体制整備を実施することで概ね対応可能と思われる。なお、国土交通省は、宅地建物取引業者向けに、疑わしい取引の判断基準の明確化を図っており^{注19}、かかる判断基準に基づく確実な届出を要請している。

最後にITシステムの活用やその前提となるデータ管理についても言及されている。この点、不動産証券化のアセットマネジメント会社は、不特定多数の顧客との間で頻繁に多数の取引が行われる銀行や証券会社などの業態とは異なるため、ITシステムの開発・維持管理にかえて多額のコストがかかることを考えると、活用すべきITシステムの内容や程度は自ずと銀行や証券会社などとは異なると思われる。なお、その場合でもITシステムの早期導入の必要性や有効

注 17

統括管理者は社内規程において定めることが考えられるが、例えば、コンプライアンス責任者を統括管理者とすることなどが考えられる。

注 18

平成 30 年 2 月 6 日付け FSA バブコメ回答 No69

注 19

<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001984612.pdf> 具体的には、「疑わしい取引の届出に関するチェックリスト」（犯収法等連絡協議会作成「宅地建物取引業における犯罪収益移転防止のためのハンドブック<第 2 分冊>」に掲載）に一つでも該当する場合や、その該当性が明確でなく判断に迷う場合には、届出を行うこととされる。

性については、社内で検証し、その検証結果を記録して残しておく対応をとるべきである。

以上、AML/CFTガイドラインの概要について説明したが、各項目を詳細にわたって記載することでかえって全体像が分かりにくくなるおそれもあるし、それは本稿の目的から外れるため、本稿では全体的な枠組みを中心に説明した。

なお、このAML/CFTガイドラインは、各社に記載内容の遵守を杓子定規に求めるものでは

なく、各社の特性や実情に応じた対応が認められる余地があるとされている^{注20}。この点、実務的には、アセットマネジメント会社がこのAML/CFTガイドラインへの対応を検討していくにあたって、業界団体から提供される情報なども参考にしつつ、同種業務を行っている各社の実務対応も勘案していくことが望ましいと思われる。本稿が各社のAML/CFTガイドラインの対応・整備に少しでもお役に立てば幸いである。

注 20

平成 30 年 2 月 6 日付け FSA パブコメ回答 No37、38 など

やまなか じゅんじ

1998 年東京大学法学部卒業、2000 年長島・大野・常松法律事務所入所、2005 年 DUKE 大学ロースクール卒業。2005 年 9 月から 2006 年 9 月まで Kirkland & Ellis LLP (Los Angeles Office) にて勤務。現在は、不動産開発、不動産ファンドや JREIT の組成、不動産関連会社に関する M&A 案件、CMBS などの不動産証券化案件、その他不動産に関する取引を全般的に取り扱っている。